（施設定期検査実施要領書）

第三十七条　原子力規制委員会は、第三十四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十八条　削除

（施設定期検査終了証）

第三十九条　原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めたときは、施設定期検査終了証を交付する。

（保安検査）

第四十条　保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

２　前項に掲げるもののほか、保安検査は、実施計画による保安のための措置の適正な実施を確保するため必要があると認めるときに行うものとする。

（特定核燃料物質の防護のための措置の実施についての検査）

第四十一条　法第六十四条の三第七項の検査のうち、特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査は、毎年一回行うものとする。

（身分を示す証明書）

第四十二条　法第六十四条の三第八項において準用する法第六十一条の二の二第四項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。

別記様式（第42条関係）

（表　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の３第８項において準用する同法第61条の２の２第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

原子力規制委員会　印

（表　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の３第８項において準用する同法第12条第７項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

原子力規制委員会　印